

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年3月まで

昭和44年1月から同年3月までの期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できなかった旨の回答をもらった。当時、我が家の隣に住んでいた市職員の方が、加入手続とその後の集金を毎月行ってくれていたため、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時、隣に居住していた市職員が、国民年金加入手続とその後の保険料を毎月集金してくれていたと主張しており、事実、この隣人は、市職員であると同時に、申立人が居住する地区で、昭和36年4月から国民年金協力委員として、加入手続及び保険料集金業務に従事していたことが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し日から、申立期間の保険料は協力委員による集金が可能であったことから、申立人の加入手続を行った協力委員自身が、保険料の集金を忘れることは考え難く、申立期間の保険料を集金しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き60歳まで未納期間が無く、その父は5年年金で国民年金保険料を完納、その母も国民年金加入期間は未納が無く、家族の納付意識は高かったものと認められる。

加えて、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間中資力に問題があった事情もうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 7 月から同年 8 月までの期間及び 51 年 8 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 7 月から同年 8 月まで
② 昭和 51 年 8 月から同年 9 月まで

私は、昭和 50 年 6 月末に会社を退職したので健康保険の手続を妻に依頼したところ、A 市 B 区役所の職員から国民年金への加入を求められ一緒に手続を行った。区役所の職員が自宅に集金に来て、領収書と引き替えに納付したが、妻の国民年金保険料は納付されており自分が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は会社を退職後、妻に依頼して国民年金の加入手続を行ったとしており、事実、昭和 50 年 7 月 14 日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている。

また、その妻の保険料納付記録では申立期間が過年度納付されていることが確認でき、当時、納付していたその妻は 1 か月の保険料については、申立期間①は 1,000 円から 1,100 円、申立期間②は 1,400 円で、金融機関の窓口で納付したとしており、記憶はおおむね正しいものとなっている。

さらに、現年度保険料について区役所職員は、申立内容の方法で集金していたことを証言しており、失業保険の給付を受けながら苦しい生活状況の中でも、現年度の保険料を二人分きちんと納付していることから、自分の国民年金保険料を納付してその夫の保険料を納付していないとすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から47年3月まで

私は、昭和43年に結婚し44年に出産した後、夫の両親と同居するために旧A町へ転居した。そのころにさかのぼって国民年金に加入し、納付できることを知った。義父が役場へ行き納付をしてくれて、領収証を受け取ったが処分してしまった。60歳まで保険料を納めなかったことはなく未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が旧A町へ転居した後に、国民年金加入手続を行い、未納期間の保険料を納付したとする昭和48年1月は、すでに特例納付の期間が終了した時期であるが、昭和47年度現金納入者一覧表の記載内容から、年度内の48年3月まで特例納付を認めていた事実が確認できる。このことから、申立人は、未納期間の保険料を特例納付及び過年度納付により納付することが可能であったことがうかがえる。

また、申立人は、加入手続時、未納期間である昭和44年6月から47年3月までの保険料を納付する意思が有り、それにもかかわらず、役場職員があえて申立期間を除いた納付書を作成する合理的な理由は無い上、事実、44年6月から46年11月までの保険料は納付済みとされていることから、年度途中の申立期間が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて期限内に納付しているなど、納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 166

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

私は、昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までは無収入だったので国民年金保険料の納付は A 町役場（現在は、B 町）に話して休んだ。その後、45 年 8 月に株式会社 C に入社したとき、当時の課長から国民年金の未納があるため厚生年金の手続きができないので納付してくださいと言われたので納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 8 月に株式会社 C に入社したときに当時の課長から言われて、未納であった 43 年 4 月から 44 年 3 月までの保険料をさかのぼって一括納付したと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、実際に保険料を納付したとするその妻は、旧 A 町役場（現在は、B 町）に保険料を納付したとしているが、B 町によれば、申立期間当時、旧 A 町では過年度保険料を預かる取扱いは行っておらず、金融機関等で納付するように案内していたとしており、役場内に金融機関の支所・出張所等は設置されていなかったとしていることから、納付場所に齟齬が認められる。

さらに、申立人は、一括納付した保険料額は 7,000 円から 9,000 円くらいとしているが、当時の特例納付と過年度納付とを合わせて納付した保険料額は 3,300 円となり、申立人が主張する保険料額とは一致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付しているものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 167

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 2 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月から 60 年 3 月まで
勤めていた会社を退職した昭和 59 年 2 月から 60 年 3 月までの国民年金の記録が無い。61 年 4 月から国民年金の第 3 号被保険者となる旨の通知を受けた時も A 町（現在は、B 市）役場に行き、調べてもらったところ、納め忘れは無いと言われ、安心していた。申立期間は、間違いなく役所に行き、自ら保険料を納めており、記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を退職した昭和 59 年 2 月に国民年金に加入したと主張しているが、B 市が保管する被保険者名簿から、60 年 4 月 1 日に任意で資格取得したことが確認できる。

また、申立人は、A 町役場で納め忘れは無いと言われたことを挙げているが、申立期間は夫の被扶養者となっており、強制加入期間ではないことから、同町役場のこの説明に誤りは無い上、上記のとおり、申立人は昭和 60 年 4 月 1 日に任意加入していることから、さかのぼって申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間中は毎月、役場に行って保険料を納めていたとしているが、社会保険庁の記録では、昭和 60 年度の分の国民年金保険料を昭和 60 年 4 月に前納（一括払い）していることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間の国民年金保険料の納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年12月まで

昭和36年4月に国民年金の資格取得後、地方公務員共済組合期間があり、結婚して夫の扶養家族となって平成6年3月まで変更なく経過してきた。その間、任意加入もしてきたが、昭和48年4月から49年12月までの期間が未納との回答を受けた。保険料を納付できない家庭事情も無く、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年に結婚後、勤務していたA県庁を辞め、旧B町で国民年金の任意加入手続を行い、保険料を納付しており、47年3月にC市に住所を異動しているが、申立人の国民年金手帳には、同年10月31日付けで昭和47年度分の保険料を旧B町に納付した検認記録があることが確認できる。このことから申立人は、C市に住所異動後も国民年金の住所変更手続は行っていなかったことがうかがえる。

また、申立期間については、申立人はC市に居住しながら、国民年金の住所変更を行っていないため、旧B町では不在被保険者として管理されていたものと考えられ、事実、社会保険庁の国民年金被保険者台帳には「不在被保険者49.8.13」の記載が見られる。

さらに、申立人の保険料納付の再開は昭和50年1月となっていることから、申立人は同年4月に国民年金の住所変更手続を行い、この時点で納付できた現年度保険料を納付したと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 169

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から42年3月まで

私が20歳になったとき、父が国民年金加入手続をしてくれ、その後納付を続けてくれた。結婚したときに、茶色の国民年金手帳を渡された記憶がある。転居等で手帳は紛失してしまった。父は納税組合長を務め、A市から感謝状をもらっているような真面目な人なので、保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳のとき、父が国民年金に任意加入手続をしてくれ、婚姻時に茶色の国民年金手帳を渡されたと主張しているが、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続及び納付に直接関与していない上、父から渡されたという年金手帳の内容を全く覚えていないなど、国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、A市役所保管の国民年金名簿、B社会保険事務所の保管する払出簿及び被保険者台帳からは、昭和54年4月5日に国民年金に任意加入するまでに、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない。

さらに、国民年金の強制加入者である同居の弟は、20歳になった昭和39年10月から8年間未納となっていることから、その父が任意加入者である20歳の姉の国民年金の任意加入手続及び保険料納付をしてきたと考えるのは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 170

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 2 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月から 41 年 3 月まで

私の記憶では、20 歳のときから国民年金保険料を納付していたが、昭和 38 年 2 月から 41 年 3 月までの記録が抜けていた。市役所の職員が家に来て親が保険料を納付していた。気になるのは国民年金手帳に記載の生年月日が昭和 19 年 2 月 4 日に間違われていることで調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は 20 歳のときから国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料は申立人の母親が納付していたとしており、申立人が直接関与していないため、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 42 年 5 月 30 日に払い出されており、申立期間中の住所異動等が無く、別に手帳記号番号が払い出された形跡も見られない。

さらに、昭和 42 年 1 月に A 市は、国民年金未加入者に対して、市が加入手続を済ませた上で、昭和 41 年度分保険料を 42 年 4 月末までに納付するよう通知を发出している。申立人がこの通知に従って保険料を納付していたとするならば、申立人の 41 年度分の保険料を 42 年 4 月 28 日に一括納付したとする検認記録と符合することから、申立人は申立期間については国民年金未加入者であったと考えるのが自然である。

なお、申立人は、正しい生年月日では昭和 38 年に加入資格を得たことになり、39 年に資格取得したとする社会保険庁の記録と 1 年のずれを生じるが、国民年金手帳記号番号の払出が 42 年 5 月で、保険料納付が 41 年度からとな

っていることから、資格取得時期が誤った記載の39年であっても、年金記録の有無に影響を与えるものではないと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付しているものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 171

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 44 年 3 月まで
国民年金保険料を 480 か月完納するため、市役所に足を運び、未加入期間が無いように対応してきたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親から「成人祝いとして喜んで国民年金に加入した。」と幾度となく聞いており、結婚に際して国民年金手帳を渡されたとしているが、申立期間に国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記、メモ等）は無く、しかも、実際に保険料を納付していたとされる母親は他界しており、申立期間当時の国民年金の加入及び納付状況が不明である。

また、申立人は、母親が地区の納付組織により毎月納付していたと思うとしているが、社会保険事務所の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は昭和 45 年 2 月 27 日であることから、この時点においては、申立期間は一部が時効あるいは過年度分となり、母親は納付組織で納付可能な現年度分である 44 年 4 月以降の保険料を納付したものと推認される。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。